

福島市事業者営業継続緊急支援給付金 よくあるお問い合わせ

《 1 申請について》

1. 申請受付期間や申請方法、支払時期が知りたい。

2021/2/15 更新

○申請受付期間：令和3年1月22日から3月12日まで（3月12日の消印有効）

※2月13日に発生した福島県沖地震を考慮し、申請期限を3月1日から3月12日（金曜日）までに延長しました。

○申請方法：オンライン申請または郵送 ※市窓口では受付していません。

オンライン申請 <https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072010.task?app=202100118>

※3月2日よりURLが変更になりました。

郵送 〒960-8152

福島市鳥谷野字扇田27-1

福島市事業者給付金受付センター 行

○支払時期：申請受付後、内容を審査し、速やかに交付いたします。

（または申請後、不備等なければ2週間程度で交付となる予定です。）

2. 申請にはどのような書類が必要か。

以下の書類をご準備ください。

①【郵送の場合】申請書兼口座振替依頼書

②対象月の前年同月の売上が分かる確定申告書類等の写し

・確定申告書別表一

※收受日付印がない場合は、税務署で発行する「納税証明書（その2）」（事業所得額が分かるもの）または e-Tax 受信通知のメールを併せて添付してください。

・法人事業概況説明書または青色申告決算書

③対象月の売上が分かる書類の写し

（②と同様の書類か、ない場合は試算表、売上台帳等）

④振込先の口座情報（口座番号、カナ氏名等）が分かるものの写し

（通帳・キャッシュカード等）

⑤【法人の場合】履歴事項全部証明書の写し（発行から3か月以内のもの）

⑥【個人の場合】本人確認書類の写し

（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）

⑦【最近開業し、初めての確定申告を迎えていない個人事業主のみ】

開業届出書等の写し

【福島県による時短要請の対象となる飲食店を営む場合】 上記①～⑦に加えて

- ⑧通常の営業時間が分かるものの写し
- ⑨酒類を提供していることが分かるものの写し

3. 支給金額はいくらか。

- ①対象月の売上高減少率30%以上50%未満の事業者：最大10万円
- ②対象月の売上高減少率50%以上70%未満の事業者：最大20万円
- ③対象月の売上高減少率70%以上の事業者：最大30万円
- ④①から③にかかわらず、福島県による「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（令和3年1月12日改定分）」に基づく時間短縮営業の要請対象となる飲食店で、かつ通常は営業を22時までに終了する飲食店を営む売上高減少率30%以上の事業者：最大10万円

※ただし、対象月前年同月からの売上減少額の2倍の金額（千円未満は切り捨て）が上限となります。

【例1：前年同月の売上高30万円、対象月の売上高15万円、小売業の場合】

- ①売上高減少率 $(300,000 - 150,000) \div 300,000 \times 100 = 50\%$ ：最大20万円
- ②上限額 $(300,000 - 150,000) \times 2 = 300,000$
- ①20万円 < ②30万円のため支給額：**①20万円**

【例2：前年同月の売上高50万円、対象月の売上高10万円、

福島県による時間短縮営業の要請（1/15～2/7）対象飲食店の場合】

- ①売上高減少率 $(500,000 - 100,000) \div 500,000 \times 100 = 80\%$ ：最大10万円
- ※時短要請（1/15～2/7）の対象飲食店のため最大10万円となります。
- ②上限額 $(500,000 - 100,000) \times 2 = 800,000$
- ①10万円 < ②80万円のため支給額：**①10万円**

4. 郵送申請のための申請書がほしい。

ホームページからダウンロードいただくか、福島市事業者給付金受付センター（0120-916-509）にご連絡をお願いします。

5. 売上高は、減少している事業部門の売上か、事業者全体の売上か。

事業者全体の売上高（確定申告書ベース）で比較していただくこととなります。

例えば福島市内の事業所の売上高減少率が50%であっても、事業者全体の売上高減少率が20%の場合、対象外となります。

6. 対象月を令和2年12月として申請したが、令和3年1月の売上高減少率の方が高くなったため、申請を差し替えることは可能か。

申請を差し替えることはできません。

令和3年1月の売上高減少率が令和2年12月の売上高減少率よりも高くなる見込みの事業者の方は、令和3年2月1日以降に対象月を令和3年1月としてご申請ください。

7. 対象月の初日において創業1年未満の場合の売上高の比較の仕方について知りたい。

当該対象月およびその前2カ月の計3か月間の平均売上高と比較してください。

例えば、令和2年12月を対象月とした場合、令和2年10月～12月の3か月間の平均売上高と令和2年12月の売上高を比較し、減少率が30%以上であることが要件となります。

8. 申請後はどのような連絡がきますか。

申請に不備・不明点がありましたら電話またはメール、郵送でご連絡いたします。特に、メールについては定期的に確認してください。交付が決定しましたら「福島市事業者営業継続緊急支援給付金支給決定通知書」が送付されます。

9. 対象月の月間事業収入について、売上台帳はどんな書類を用意すればよいですか。

対象月の売上高がわかる売上台帳等の写しを提出して下さい。経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。ただし、提出する書類が対象月の売上高であること及び対象月の売上高の合計額を確認できる資料を提出してください。（「令和2年12月」や「合計〇〇円」が明確に記載されている等）

※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。

10. 売上高の減少率が29.9%の場合、四捨五入をしてよいか。 2021/1/22 追加

四捨五入ではなく、小数点以下を切り捨てた結果、30%以上の減少率でなければ支給の対象になりません。

1 1. 対象月の前年同月の売上が分かる確定申告書類等の写しについて詳しく知りたい。

2021/1/25 追加

【法人の場合】

- ・確定申告書別表一の控え（収入日付印が押印されているもの）
- ・法人事業概況説明書の控え

【個人事業主（青色申告の場合）】

- ・確定申告書B第一表の控え（収入日付印が押印されているもの）
- ・所得税青色申告決算書の控え

【個人事業主（白申告の場合）】

- ・確定申告書B第一表の控え（収入日付印が押印されているもの）
- ・収支内訳書（一般用）の控え

1 2. 国の持続化給付金の交付を受けた場合、事業収入に加えるかどうか。

2021/1/27 追加

対象月の事業収入については、国の持続化給付金などの現金給付を除いて算定することができます。

《 2 オンライン申請について 》

1. スマートフォンでもオンライン申請できますか。

スマートフォンでも申請可能です。

2. オンライン申請する前に準備しておくものはありますか。

申請に必要な添付書類を、スマートフォンやデジタルカメラで撮影する、スキャナーで読み取るなど、オンライン申請の際に添付できるよう事前に電子化しておいてください。データ形式はワード、エクセル、PDF、JPG、JPEG、ZIPのいずれかとなります。

なお、最大5つ、合計10MBまでしか添付できないため、添付書類が多い場合はワードに画像を貼りつける、ZIPファイルに圧縮するなど調整してください。

3. 申請画面でエラーが出て進めません。

【文字入力について】

入力フォームによって全角と半角など指定の文字や記載方法になっているか今一度お確かめください。

また、スマートフォンで電話番号を入力する際は、半角でハイフン (-) をふくめて入力してください。

【資料の添付について】

添付できる資料のサイズは、合計 10MB までです。ファイルサイズをご確認のうえ添付をしてください。

ファイルサイズがオーバーしてしまう場合は、必要な箇所のみスキャンする、スキャン時の設定を確認する、などをお試しくください。

4. iPhone または iPad (iOS11 以降) をお使いの方へ

OS では iOS 11 以降、画像のファイル形式が「JPEG」から、より高効率な「HEIF」が標準になっています。

最新 OS バージョンで証拠書類等を写真撮影した場合、「HEIF」で写真が保存されますが、こちらのファイル形式で保存されたデータを電子申請に添付することはできません。

二通りの解決方法があります。

・解決方法①

iPhone / iPad 設定 > カメラ > フォーマット より、カメラ撮影を「互換性優先」に変更してから、添付書類を撮影してください。「JPEG」で保存され、電子申請に添付することが可能となります。

・解決方法②

iPhone / iPad 設定 > カメラ > 設定を保持 より、「Live Photos」モードをオフに変更してから、添付書類を撮影してください。「JPEG」で保存され、電子申請に添付することが可能となります。

5. オンライン申請について、一時保存は可能か。

入力した内容の一時保存はできません。なお、入力開始後一定時間を経過すると自動的に入力できなくなることがございますのでご注意ください。

《 3 給付金の支給対象者について 》

1. 交付対象者が知りたい。

次の要件すべてを満たす事業者となります。

- ①申請日時時点で営業しており、今後も営業継続の意思がある方
 - ②令和2年12月または令和3年1月（以下「対象月」という。）の初日時時点で2カ月以上営業を継続している方
 - ③感染症の影響により対象月の売上が前年同月に比して30%以上減少している方
 - ④福島県による「福島市における年末年始の感染拡大防止に向けた時間短縮営業の要請」の対象となる飲食店を営む事業者でない方（要請期間：令和2年12月28日午後10時から令和3年1月12日午前5時まで）
 - ⑤「新しい生活様式」への対応等の感染症防止対策に取り組んでいる方
- なお、飲食店については市が提供する感染症防止対策チェックシートを活用するとともに、後日市が指定する第三者による点検を受けること
- ※ここでいう飲食店とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証（飲食店に係る許可に限る。）に記載されている営業者です。

2. 大企業も交付対象となるか。

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者となるため、対象外となります。

なお、いわゆるみなし大企業についても対象外となります。

3. 社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は交付対象となるか。

国、法人税法別表第一に規定する公共法人、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む事業者、政治団体、宗教上の組織もしくは団体は対象外となります。

よって社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）については対象、宗教法人は対象外となります。

4. キッチンカーで移動販売を行っている個人事業主は対象となるか。

市内に住所がある方は対象となります。

5. 主たる事業所が福島市である要件が知りたい。

法人の場合、履歴事項全部証明書の主たる事務所に記載がない場合は、本市への法人市民税の納付の有無などから判断させていただきます。

個人の場合、原則事業所の所在地が福島市であることが要件となります。（住所は問いま

せん。)

6. 令和3年1月4日以降に開業した場合、交付対象となるか。

令和2年12月または令和3年1月の初日時点で2カ月以上営業を継続していることが要件となっているため、交付対象外となります。

遅くとも令和2年11月1日までに開業している必要があります。

7. 1年以内に事業内容を増やした場合等、事業全体では売上高が減少要件を満たさな
いが、一部事業で要件を満たす場合、交付可能か。

事業全体の売上で比較して減少要件を満たさなければ、交付対象外となります。

8. 福島県による「福島市における年末年始の感染拡大防止に向けた時間短縮営業の要
請」(要請期間:令和2年12月28日午後10時から令和3年1月12日午前5時まで)
の対象となる飲食店を営んでいるが、要請に応じていない場合、交付対象となるか。

福島県による「福島市における年末年始の感染拡大防止に向けた時間短縮営業の要請」
の対象となる飲食店を営む事業者については、協力金の交付の有無にかかわらず交付対象
外となります。

9. 福島県による「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策(令和3年1月12日
改定分)」に基づく時間短縮営業の要請(要請期間:令和3年1月15日午後8時から2
月8日午前5時まで)に応じていない場合、交付対象となるか。

福島県による「福島市における年末年始の感染拡大防止に向けた時間短縮営業の要請」
の対象となる飲食店を営んでおらず、福島県による「福島県新型コロナウイルス感染拡大
防止対策(令和3年1月12日改定分)」に基づく時間短縮営業の要請の対象となる飲食店
を営む事業者については、売上高減少率が30%以上であれば交付対象となりますが、交
付額は1事業者につき最大10万円となります。

10. 福島県による「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策(令和3年1月12
日改定分)」に基づく時間短縮営業の要請(要請期間:令和3年1月15日午後8時から
2月8日午前5時まで)の対象となる飲食店(売上高減少率50%)を営み、さらに他
の業種(売上高減少率70%)も営んでいる場合、交付対象となるか。

福島県による「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（令和3年1月12日改定分）」に基づく時間短縮営業の要請（要請期間：令和3年1月15日午後8時から2月8日午前5時まで）の対象となる飲食店を営む事業者については、当該店舗分も含めた事業者全体の売上高減少率が30%以上であれば交付対象となりますが、交付額は1事業者につき最大10万円となります。

〈4 問い合わせ先〉

福島市事業者給付金受付センター

電話 0120-916-509

平日・土日祝 午前9時から午後5時まで